

大口町小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について（令和2年3月18日健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）の別紙小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱に基づき、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(給付対象用具の種目、基準額及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の種目の欄に定める用具とし、給付対象となる金額（以下「給付対象金額」という。）は、同表の基準額の欄に掲げる額と実際の用具の販売価格のいずれか低い金額とする。また、その対象者は、同表の対象者の欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し在宅の者
- (2) 児童福祉法（平成22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支援認定に係る小児慢性特定疾病児童等（同法第4条第1項に規定する児童以外の満20歳に満たない者については、満18歳に達する日前から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援を受けている者に限る。）
- (3) 法による施策（小児慢性特定疾病に係る施策を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者

(給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に、必要書類を添付して町長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況、住宅環境等を調査し、調査書（様式第2）を作成するものとする。

2 町長は、前項の調査を踏まえ内容を審査し、用具の給付の適否を決定する。

3 町長は、用具の給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するとともに、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（様式第4。以下「給付券」という。）を交付する。

4 町長は、用具を給付しないことを決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5）により申請者に通知する。

（用具の給付）

第5条 前条の規定により用具の給付決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、用具の納入業者（以下「業者」という。）から給付券と引き換えにより用具を受け取るものとする。

（費用の負担）

第6条 受給者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付対象金額の全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の規定により受給者が負担する額は、別表2に定める徴収基準月額を上限とする。

3 受給者は、業者に対し給付券を添えて前項の規定により負担することとされる額を支払わなければならない。

（費用の支払い）

第7条 町長は、業者からの請求により、給付対象金額から前条第3項の規定により受給者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

（用具の管理）

第8条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（用具の再交付）

第9条 用具は、別表1の耐用年数の欄に掲げる期間を経過し、かつ、修理不能、

用具の使用に不具合が生じている等再交付が妥当と認められる場合に限り、再交付することができる。ただし、耐用年数を経過する前に修理不能になり用具の使用が困難となった場合又は特別の事情により用具の再交付の必要であると医師が認めた場合は、この限りでない。

(返還等)

第10条 町長は、受給者が第8条の規定に違反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第11条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳(様式第6)を整備するものとする。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年9月30日 大口町告示第106号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日 大口町告示第52号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

種目	対象者	性能等	基準額 (円)	耐用年数 (年)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,900	8
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡 ^{じよくそう} 又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560	5
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水及び温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320	8
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400	8
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次の性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000	8
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000	8
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700	5
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500	5
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440	6

頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380	2
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾患児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040	5
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000	1
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線を遮断できるもの。	41,580 (年間)	
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600	5
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250	5
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520 (年間)	
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160 (年間)	
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700 (年間)	

別表 2 (第 6 条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準月額	加算基準月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230	
	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額	3,000円以下	D1階層	2,900	290
			3,001円以上 5,800円以下	D2階層	3,450	350
			5,801円以上 8,700円以下	D3階層	3,800	380
			8,701円以上 13,000円以下	D4階層	4,250	430
			13,001円以上 17,400円以下	D5階層	4,700	470
			17,401円以上 22,400円以下	D6階層	5,500	550
			22,401円以上 28,200円以下	D7階層	6,250	630
			28,201円以上 58,400円以下	D8階層	8,100	810
			58,401円以上 75,000円以下	D9階層	9,350	940
			75,001円以上 96,600円以下	D10階層	11,550	1,160
			96,601円以上 121,800円以下	D11階層	13,750	1,380
			121,801円以上 175,500円以下	D12階層	17,850	1,790
			175,501円以上 221,100円以下	D13階層	22,000	2,200
			221,101円以上 380,800円以下	D14階層	26,150	2,620
			380,801円以上 549,000円以下	D15階層	40,350	4,040
			549,001円以上 579,000円以下	D16階層	42,500	4,250
		579,001円以上 700,900円以下	D17階層	51,450	5,150	
		700,901円以上 849,000円以下	D18階層	61,250	6,130	
		849,001円以上 1,041,000円以下	D19階層	71,900	7,190	

	1,041,001 円以上	D 2 0 階層	全 額	左の徴収 基準月額 の 10%。 ただし、 その額が 8,560 円に 満たない 場合は 8,560 円
--	---------------	----------	-----	--

備考

1 徴収月額の決定の特例

- (1) A階層以外の各層に属する同一の世帯から同一月内に2人以上の児童が、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付を受けた場合における徴収額は、当該給付を受けた児童のうちその月の給付対象金額が最も多額な児童については、徴収基準月額の欄に定める額とし、徴収基準月額による算定対象以外の児童については加算基準月額の欄に定める額とする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法（明治29年法律第89号）第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法（昭和40年法律第33号）

II 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第176号）の規定

IV 平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）

- ・平成23年7月15日雇発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。
- ・生活保護については、現在生活扶助や医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については、支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚したご婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令の定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る、以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるものを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。」又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ）の有無をもって認定の基準とする。
- ・当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準月額が、給付対象金額を超えるときは、受給者は、給付対象金額を負担する。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和元年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）第4保育所徴収金（保育料）基準額表備考3（3）に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯については、A階層と同様の取扱いとする。

様式第1 (第3条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者
住所
氏名

(対象者との続柄)

次のとおり、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付を申請します。

なお、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定のために私及び私の世帯員の町県民税（当該年度）の課税状況を閲覧することについて同意します。

対象者	氏名				生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所						
	疾病名						
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考(対象者に対する介護の状況等)		

給付を希望する理由							
住居の状況	住宅	1 自宅	浴槽	1 和式	便器	1 和式	
		2 借家 (貸主の諾否)		2 洋式		2 洋式	
				3 なし		3 携帯用	
介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要	排便	1 他人の介助が必要	移動	1 車いすの使用	
		2 清拭のみ		2 便器(携帯用)使用		2 他人の介助を必要	
		3 入浴清拭ともして いない		3 自分でできる		(一部、全部)	
		4 自分でできる				3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称				希望する型式 規模等			
給付上特に希望する事項							
備考							

(添付書類)

- 1 対象者の扶養義務者の前年分所得税又は当該年度分市町村県民税の課税額を証明する書類（転入者等）
- 2 生活保護を受けている者は、その旨についての福祉事務所長の証明書
- 3 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
- 4 用具の見積書
- 5 用具のカタログ
- 6 その他（町長が他に必要と認めた場合のみ）

様式第2 (第4条関係)

調 査 書

①申請受理番号及び年月日		第 号 年 月 日		②申請者 氏 名		③対象者 との続柄	
④対象者	氏 名		生年月日		年 月 日		
	住 所						
	疾病名						
世帯員の状況	氏 名	年 齢	対象者 との 続 柄	課 税 状 況		備 考	
				当該年度分 市町村民税 課税の有無	前年分の 所得税額		
			本 人	有 無	均 等 割		
				有 無	所 得 割		
				有 無			
				有 無			
				有 無			
世帯 区分	被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 1 市町村民税均等割課税世帯 2 市町村民税所得割課税世帯 3 所得税課税世帯 4						
生 活 の 状 況	住 宅	自宅／借家 (貸主の諾否) 諾・否	浴 槽	和式／洋式／ なし	便 器	和式／洋式／携帯用	
	入 浴	他人の介助必要／自分でできる 清拭のみ／入浴清拭していない			排 便	他人の介助必要／自分でできる 便器 (携帯用) 使用	
	移 動	車いす使用／自分でできる 他人の介助必要 (一部・全部)					
給 付 必要の有無	有・無	給付する (し ない) 理由					
給 付 用 具 名							
予 定 価 格	円	公費負担 予 定 額	円	利 用 者 負 担 額	円	円	
そ の 他 特 記 事 項							
年 月 日				調査員			

第 号
年 月 日

様

大口町長



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具について、次のとおり給付することに決定しましたので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		疾病名	
給付する用具名 (含む形式規模等)		納入業者名	
		納入業者の 住 所	
価 格	円	扶養義務者が支 払うべき額	円
公費負担額	円		
注意事項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る際に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。</p>		

様式第4（第4条関係）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券				
①給付番号	第	号	②給付券発行年月日	年 月 日
③対象者氏名			④生 年 月 日	年 月 日（ 歳）
⑤住 所				
⑥保護者氏名			⑦対象者との続柄	
⑧給付する用具名（型式・規模等）			⑨価 格	円
⑩扶養義務者が支払うべき額			円	⑪公費負担額 円
⑫納入業者名			⑬納入業者の住所	
⑭この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限		年 月 日	
	業者の公費支払請求期限		日常生活用具を引渡した日から30日以内	
上記のとおり決定する。 年 月 日 大町町長 				
⑮業者の納付した日	年 月 日		⑯扶養義務者より受領した額	円
⑰受領業者名及び年月日	年 月 日			
⑱用具受領者氏名印			⑲検収者	職名
				氏名
⑳その他特記事項				

様式第5（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請事項
- 2 却下の理由

